

粉じん作業特別教育のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

坑内作業、動力を用いての金属等の研磨・バリ取り・切断等の作業、鋳物を製造する工程の型ばらし作業など、特定粉じん作業に労働者を従事させる場合には、特別の教育を行わなければならないと法令で定められています。

本講習は粉じん障害防止規則第22条に基づく特別教育です。

については、本講習を下記のとおり開催いたします。年間計画外の講習となりますので、この機会に是非ご受講ください。

注) 特定粉じん作業……一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業をいいます。

- ・岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、仕上げをする作業
- ・鉱物等、炭素原料又はアルミニウム箔を動力により粉砕し、ふるい分けを行う作業
- ・研磨剤を用いて動力により岩石、鉱物又は金属を研磨又は裁断する作業
- ・坑内でセメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素繊維、アルミニウムを袋詰めする作業
- ・陶磁器、耐火物、珪藻土製品又は研磨剤の製造工程で、屋内で混合又は動力で成型する工程
- ・砂型を用いて鋳物を製造する工程において屋内で、型ばらし装置を用いて砂型を壊し又は動力により砂を再生する作業などが該当します。

記

1. 日 時 令和7年1月21日(火)
2. 場 所 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室
和歌山市西浜1014番地27
3. 時 間 9時～15時15分
4. 定 員 100名(定員になり次第締切り)
5. 受講料 会 員：6,380円(受講料 5,500円、テキスト代 880円)
非会員：7,480円(受講料 6,600円、テキスト代 880円)
※受講料は、開講7日前までに必ずご入金下さい。(土日を除く)

受講料振込先

紀陽銀行本店営業部 普通 1994470
口座名：公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 申込方法
ホームページからWEB予約後、特別教育等共通申込書に必要事項を記入のうえFAX又は郵送にてお申込みください。

7. 問合せ・申込み先

〒641-0036

和歌山市西浜1014番地27

公益社団法人和歌山県労働基準協会

TEL：073-446-7000 FAX：073-447-9313

<https://www.warouki.or.jp/>

